

消費組合設置の件

（今公法三二五条提出）

説明

取崩系合同労働組合は昨下以承平年に互り、労働争議紛議に本部貸諸君の不眠不休の應受と各支部の執裁なる應援に十物はら下、遂に惨敗の憂目をみたことば次々労働階級にヒリこはかへす、死念なことにありま下、これ等惨敗の原因は何れも物賃上の欲之より來るものと見今更さへいふこともよい事實であります。吾々労働階級の威力をより以上三強六存クしむるには何れも六つ七等資金とあると思ひます。更に吾々階級が生活の改善を計るに消費組合を於て他になれと思ひます。

方法

- 一 本部に消費組合部を設置すること。
- 二 江東方面の幾つ組合の多数を肩下る支部を中心とし二合資を策り、同地方に支部新を置く。
- 三 其の府上に正居する無産階級又は下級俸給生活者、社会改善に盡力するものを包吞して組織すること。
- 四 合資となるには資額を一口拾圓とし、其の他口数に対して制限を附せず、一口の第一回掛込みを一元とし、二十半年以内は全額を掛

△おこと

- 五 合資纏りたる時は、各役員を推挙し機關を設けその執行に懸ること。
- 六 開始当時は、小資本より始め成る可く、生活必需品より開始すること。
- 七 完成を期しての秘金は各倉庫の需要高に應じて毎月各自合資の所持するカードに配す。之を定期總合の決議により、資金に繰り入れるか、並置に配すること。
- 八 物品の購買方法を一口掛込みの者に対しは十円迄の力を、之に順じて購買す。
- 九 購買金及出資額の掛込みは各工場の場合に保貸が集金するようた計らへ、其の程度カードに領収の捺印すること。
- 十 組合の事務又は現業に携はる者は、当初は篤志家或は爭議による犠牲者の内より並当と認めらるる者を之に任じ拡張に伴ひ有給とする。
- 十一 事業の成績良好の際は益を拡張を計り、各団に支部を設け、將來は之を聯合体となし、又物品の融通上、外部の消費組合とも聯絡をとること。

附 以上の計画をなし吾々無産階級の福利増進を速定せんとするものであります。